

岩手の産業保健情報誌

パートナーズ



ちゃっこい村のてっかい花火大会〔川崎村〕

記事

- 産業保健相談員・窓口相談日のご案内
- 産業保健相談員の紹介
- 改正法令情報・厚生労働省「石綿障害予防規則の制定」
- 健康管理講座 ― 人間関係・コミュニケーションについて ―
- 労働衛生関係法令 ― 労働衛生管理体制 ―

vol. **27**
2005.7



独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター

目次

新相談員の自己紹介	1
産業保健相談員・窓口相談日のご案内	2
産業保健相談員の紹介	3
●健康管理講座	
職場のメンタルヘルス:人間関係・コミュニケーションについて その2	
カウンセリング担当相談員 今松明子	4
●労働衛生関係法令第2回	
「労働安全衛生法における労働衛生管理体制」	
労働衛生関係法令担当相談員 関向和明	6
●改正法令情報	
厚生労働省「石綿障害予防規則の制定」(平成17年7月1日施行)	8
◎建築物からの石綿粉じん対策	9
◎石綿障害予防規則に定める措置事項	12
◎石綿含有製品の製造、使用等の禁止	13

平成17年度母性健康管理研修会案内



■表紙の写真…ちャっこい村のでっかい花火大会(川崎村)

毎年8月16日には、送り盆にあわせて県内最大規模の約9000発が打ち上げられる花火大会が、北上川河畔で行われます。単発、速射連発、スターメイン、水中花火、2尺玉などが夜空を彩り、壮大で華麗な夜空のショーは川面の灯籠と相まって川崎の夏の風物詩となっています。

開催場所 岩手県東磐井郡川崎村 北上川大橋付近の北上河畔

主催者 かわさぎ夏まつり実行委員会

問い合わせ先 川崎村商工会 0191-43-2440

川崎村企画開発課 0191-43-2112

新相談員の自己紹介

皆様からの日常業務等における疑問や悩み、問題点など、お問い合わせをお待ちいたしております。



産業医学担当 **大澤 正 樹** 相談員

岩手医科大学 医学部 衛生学公衆衛生学講座 助手

本年4月から産業医学担当の相談員を務めさせております岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座の大澤正樹と申します。どうぞよろしくお願いたします。

長らく循環器内科医師として、大学病院、循環器病専門施設、ならびに県立病院の循環器科で主に冠動脈疾患や心不全患者の救急医療を含めたベッドサイドでの患者の治療・診療に当たって参りました。予防医学ならびに産業衛生学分野で勉強を始めたのはわずか2年前です。

迅速な対応と具体的な行動の実践を求められた循環器内科での環境と比較し、現在は、その対象が広範で曖昧なことが多く、物事の捉え方は、抽象的であるよりは包括的です。全くの異文化で育った人間としてこの分野で仕事をする事になりましたが、当面は、従来の自分のスタイルを踏襲してこの仕事に臨みたいと考えています。すなわち、目の前にある種々雑多な問題点を丹念に拾い上げ、それぞれを一つずつ具体的に解決していく、という方針です。大所高所から俯瞰的に物事を捉えて長期的展望や政策について語ることは私にはできませんが、地道に活動していきたいと思っております。産業医学分野で自分が関与できることとして、生活習慣病と呼ばれる疾患群についての職域の方々への知識の伝授、内科疾患を中心として、対象者への病院紹介を含めたコンサルティングなどを想定しています。もちろん想定外の産業医学関連の事象がたくさんあるかと思えます。自分なりに具体的な対応ができるのかどうかやってみなければわからない点があるかとは思いますが、最善を尽くしたいと考えております。

ミニメモ

脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況（件）

厚生労働省発表（平成17年6月17日）

区 分		年 度	12	13	14	15	16
脳・心臓疾患	総 件 数	請求件数	617	690	819	742	816
		認定件数	85	143	317	314	294
	う ち 死 亡	請求件数	—	—	—	319	335
		認定件数	45	58	160	158	150
精 神 障 害 等	総 件 数	請求件数	212	265	341	447	524
		認定件数	36	70	100	108	130
	う ち 自 殺 (未遂を含む)	請求件数	100	92	112	122	121
		認定件数	19	31	43	40	45

注) 認定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

産業保健相談員・窓口相談日のご案内

担当分野	氏名	所属	相談日
産業医学	小野田 敏 行	岩手医科大学 医学部 衛生学公衆衛生学講座 講師	第1・第3水曜日 午 前
	立 身 政 信	岩手大学教授 保健管理センター 所長	第1・第3火曜日 午 前
	中 屋 重 直	関東自動車工業(株) 岩手健康管理センター 所長	毎週金曜日 午 後
	大 澤 正 樹	岩手医科大学 医学部 衛生学公衆衛生学講座 助手	第2・第4火曜日 午 後
メンタルヘルス	鈴 木 満	岩手医科大学 医学部 神経精神科学講座 助教授	第1・第3水曜日 午 前
カウンセリング	今 松 明 子	日本産業カウンセラー協会 東北部会 岩手会	毎週月曜日 午 後
保健指導	村 木 眞樹子	日本産業カウンセラー協会 東北部会 岩手会	第4木曜日 午 前
労働衛生工学	大 塚 尚 寛	岩手大学工学部 建設環境工学科 教授	第2・第4木曜日 午 後
	関 向 和 明	財団法人岩手県予防医学協会 課長補佐	毎週金曜日 午 後
労働衛生 関係法令	関 向 和 明	財団法人岩手県予防医学協会 課長補佐	毎週金曜日 午 後

※相談日、時間は都合により変更になる場合がありますので、ご来所の場合は、あらかじめ電話等でご確認、ご予約下さい。

担 当 分 野	相 談 例
産 業 医 学	健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルスの進め方
カウンセリング	職場における指導、相談の進め方
保 健 指 導	健康管理の方法・生活指導
労 働 衛 生 工 学	作業環境の改善方法
労 働 衛 生 関 係 法 令	関係法令の解釈

産業保健相談員の紹介



産業医学
小野田 敏 行



産業医学
立 身 政 信



産業医学
中 屋 重 直



産業医学
大 澤 正 樹



メンタルヘルス
鈴 木 満



カウンセリング
今 松 明 子



保健指導
村 木 眞樹子



労働衛生工学
大 塚 尚 寛



労働衛生工学・関係法令
関 向 和 明

職場のメンタルヘルス

人間関係・コミュニケーションについて その2



カウンセリング担当相談員

今松 明子

いまつ・あきこ

労働者にとって一番大きなストレスになっているのは、仕事の量や仕事の質、仕事の適性等ではなく、群を抜いて職場の人間関係に関する事という結果が厚生労働省の*「労働者の健康状況調査」の結果で出ています。そんなことから、対人認知に関する心理学的研究を紹介しています。前回は人間関係における空間距離・近接性の心理的作用について紹介しました。今回もまた対人関係における非言語のコミュニケーションについて、熟知性から先人の心理学的研究をいくつか紹介していきます。

1. 先入観は変わりにくい！

最初はアッシュの印象形成上の初頭効果だが、初対面の人に会うときは、だれかに紹介されて会うことが多いと思う。そんなときは初対面といっても、一般的には紹介してくれた人から多かれ少なかれ、なんらかの相手の人に関する知識や情報を得て、その後、その人に会うことになるからその人に対して全く白紙で何の知識もないということは少ない。私たちはその知識や情報をもたらした時点で、あるイメージを作る。たとえばこれから紹介される人の学歴や職業などの情報を事前にもらえば、そこからかなり明確なイメージをつくる経験は誰もがあろう。会った最初の印象が第一印象であるから、それに対し、このように事前を得た知識や情報からつくられたイメージは先行情報による先入印象といえる。いわば先入観である。「あの人は職業柄、堅物ですね」などというような相手の人についての情報は、話す方は何気なく話しても、聞く方はもともとが全くの白紙であるため、非常に大きな影響を受けるこ

とになるわけだ。このような最初情報が与える影響を、心理学では、「初頭効果」という。

心理学者のソロモン・アッシュ (Asch, 1946) は人物に対する全体的印象は個々の特性に還元できるものではないと考え、この初頭効果の研究を行い、人に対する印象の形成過程において、最初に与えられる情報がいかにその人に対する印象形成を決定的にするかを実験的に証明している。一度刷り込まれてしまうと、それを覆すことは難しく、後から入ってきた情報を、既につくられている印象の基調で色づけして受け取るようになってしまうということである。

この初頭効果に影響を受ける（受けている）自分を認識し、新しい人間関係を作るとき、あるいはすでに出来ている人間関係においても、最初の情報の影響度の大きさや先入観は変わりにくいのだということを頭に置いておくことは、対人認知には重要なことだといえるのではないだろうか。

労働安全衛生法における 労働衛生管理体制



労働衛生関係法令担当相談員
（財）岩手県予防医学協会 課長補佐

関 向 和 明

せきむかい・かずあき

1. 安全衛生推進者等

安全衛生推進者又は衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、「安全衛生推進者養成講習」を修了した者などから選任します。安全衛生推進者又は衛生推進者は、衛生管理者と同様の業務を行い、労働安全衛生法第10条第1項の業務（①労働者の健康障害防止措置に関すること、②労働者の教育、③健康診断の実施その他健康保持増進のための措置、④労働災害の原因調査及び再発防止対策）を担当しますが、安全管理者又は衛生管理者が安全衛生業務の技術的事項を管理する者であるのに対し、安全衛生業務について権限と責任を有する者の「指揮を受けて当該業務を担当する者」です。

安全衛生推進者等の選任に関する基準では、安全衛生推進者の該当要件として、①安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者、②安全管理者の資格を有する者で当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者、③衛生管理者の資格を有する者で、当該資

格を取得した後1年以上安全の実務に従事した者、④作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者などがあります。また、衛生推進者の場合は、衛生管理者の資格を有する者が含まれません。

安全衛生推進者等は事業場の専属のものとしませんが、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントから選任する場合は専属の必要はありません。

2. 産業医等

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることになっています。

常時1000人以上か、有害業務に常時500人以上の労働者を従事させている事業場では、その事業場に専属の者でなければなりません。また、3000人を超えて労働者を従事させる場合は、産業医は2人以上選任する必要があります（表5）。

産業医は、健康診断などの健康管

理、衛生教育等の健康の保持増進の措置、健康障害の調査等の職務を行い、事業者または総括安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対し指導、助言を行います。少なくとも毎月1回、作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがある時は、直ちに労働者の健康障害を防止するための措置を講じなければなりません。したがって、事業者はこれらの権限（産業医の事業者に対する勧告及びその勧告の尊重など）を与えなければなりません。産業医は、労働者の健康管理等を行うための必要な医学に関する知識について、次の要件を備えた者でなければなりません。

- ①厚生労働大臣が定める研修を修了した者
例：日本医師会の産業医学基礎研修（日本医師会及び都道府県医師会が実施）を修了した者
産業医科大学の産業医学基本講座を修了した者
- ②労働衛生コンサルタント試験（試験区分が保健衛生）に合格した者
- ③大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授、講師（常勤）の職にあり、又はあった者
- ④1～3のほか、厚生労働大臣が定める者

6. 産業歯科医

一定の有害業務（注）に常時50人以上の労働者を従事させるときには、労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聞くようにしなければなりません。

また、前述の有害業務に従事する労働者に対して健康診断を行った歯科医師は、健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る）を防止するため必要な事項を勧告することができます。

注）塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

表5 産業医を選任する事業場

事業場の規模	業務の種類等	産業医の選任等	
		選任○	専属●
常時50人以上の労働者	すべての業種	○	
常時1000人以上の労働者	すべての業種	○	●
常時3000人以上の労働者	すべての業種	○2名選任	●
右の業務に常時500人以上の労働者を従事させる場合	イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	○	●
	ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	○	●
	ハ. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務	○	●
	ニ. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく発散する場所における業務	○	●
	ホ. 異常気圧下における業務	○	●
	ヘ. さく岩機、鋳打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務	○	●
	ト. 重量物の取扱等重激な業務	○	●
	チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	○	●
	リ. 坑内における業務	○	●
	ヌ. 深夜業を含む業務	○	●
	ル. 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	○	●
	ヲ. 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	○	●
	ワ. 病原体によって汚染のおそれがある著しい業務	○	●

石綿障害予防規則の制定について

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち建材、摩擦剤及び接着剤については、既に製造、使用等が禁止されていますが、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則を制定し、平成17年7月1日より施行されました。

石綿について

石綿(アスベスト)の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

① **石綿肺(じん肺の一種)**

肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

② **肺がん**

肺にできる悪性の腫瘍です。

③ **胸膜、胸膜等の中皮腫(がんの一種)**

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

これらの疾病については、石綿粉じんを少量吸い込んでも発症する可能性があり、また、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が相当長いこともあります。

吹付け石綿等の使用場所例及び施工中止時期

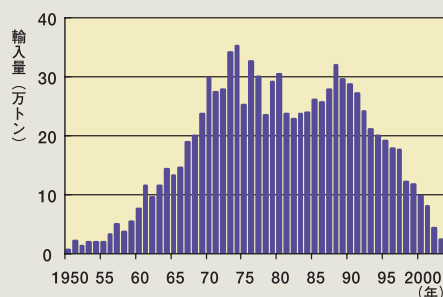
○使用場所例

- ① 3階建て以上の鉄骨構造の建築物のはり、柱等
- ② 床面積の合計が200平方メートル以上の鉄骨構造の建築物のはり、柱等
- ③ ビルの機械室、ボイラー室等の天井、壁
- ④ ビル以外の建造物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁

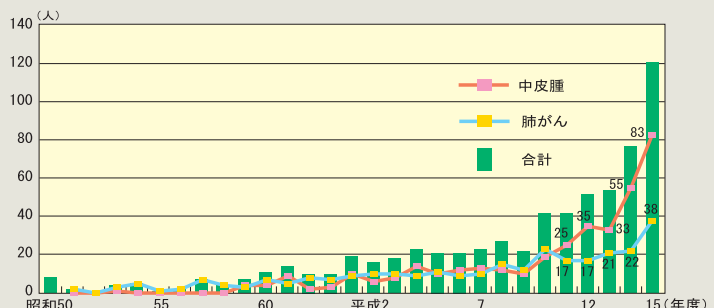
○施工中止時期

- ① 吹付け石綿……昭和49年以前に施工中止
- ② 石綿含有吹付けロックウール……昭和55年以前に施工中止
- ③ その他の石綿含有吹付け材……昭和63年以前に施工中止

石綿の輸入量の推移



石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫労災認定者数の推移



石綿は、耐熱性、耐摩耗性等に優れた性質を有しており、さまざまな用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。

1970年から1990年にかけて多くの石綿が輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されています。

石綿製品については、ほぼ使用等が禁止されていますが、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加します。

建築物からの石綿粉じん対策

建築物に吹き付けられた石綿の管理

建築物所有者・管理者の皆様へ

石綿則第10条関係

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。



(引用:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

除去

除去とは、吹付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの(脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等)、基層材との接着力が低下しているもの(吹付け層が浮き上がっているもの等)、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。

封じ込め

封じ込めとは、吹付け石綿の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成する(塗膜性封じ込め処理=表面固化形)、吹付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する(浸透性封じ込め処理=浸透固化形)ことにより吹付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。

囲い込み

囲い込みとは、石綿が吹き付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発生させないようにする方法をいいます。

建築物の解体工事等の発注時における措置

工事発注者の皆様へ

建築物又は工作物の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者によるその労働者への石綿ばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

1

情報の提供

石綿則第8条関係

建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

2

工期、経費等の条件

石綿則第9条関係

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

建築物等の解体等に係る主な対策

解体等工事を行う業者の皆様へ

1 事前調査 石綿則第3条、第8条関係

- (1) 事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとなったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。
ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。
- (2) 建築物等の解体等の工事の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

2 作業計画 石綿則第4条関係

- 事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。
- ① 作業の方法及び順序
 - ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
 - ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

3 届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
 - ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
 - ② (1)以外の吹付け石綿の除去作業

4 特別教育 安衛則第36条、石綿則第27条関係

- 事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に次の科目について教育を行わなくてはなりません。
- ① 石綿等の有害性
 - ② 石綿等の使用状況
 - ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
 - ④ 保護具の使用状況
 - ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

5 作業主任者 石綿則第19条、第20条関係

- 事業者は、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。
- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 保護具の使用状況を監視すること。

6 保護具等 石綿則第14条、第44条から第46条関係

- (1) 石綿を含む建材等の解体等をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
- (2) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。

7 湿潤化 石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

8 隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 吹付け石綿の除去を行うときは、当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければなりません。
- (2) 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

9 注文者の配慮 石綿則第9条関係

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規則の体系

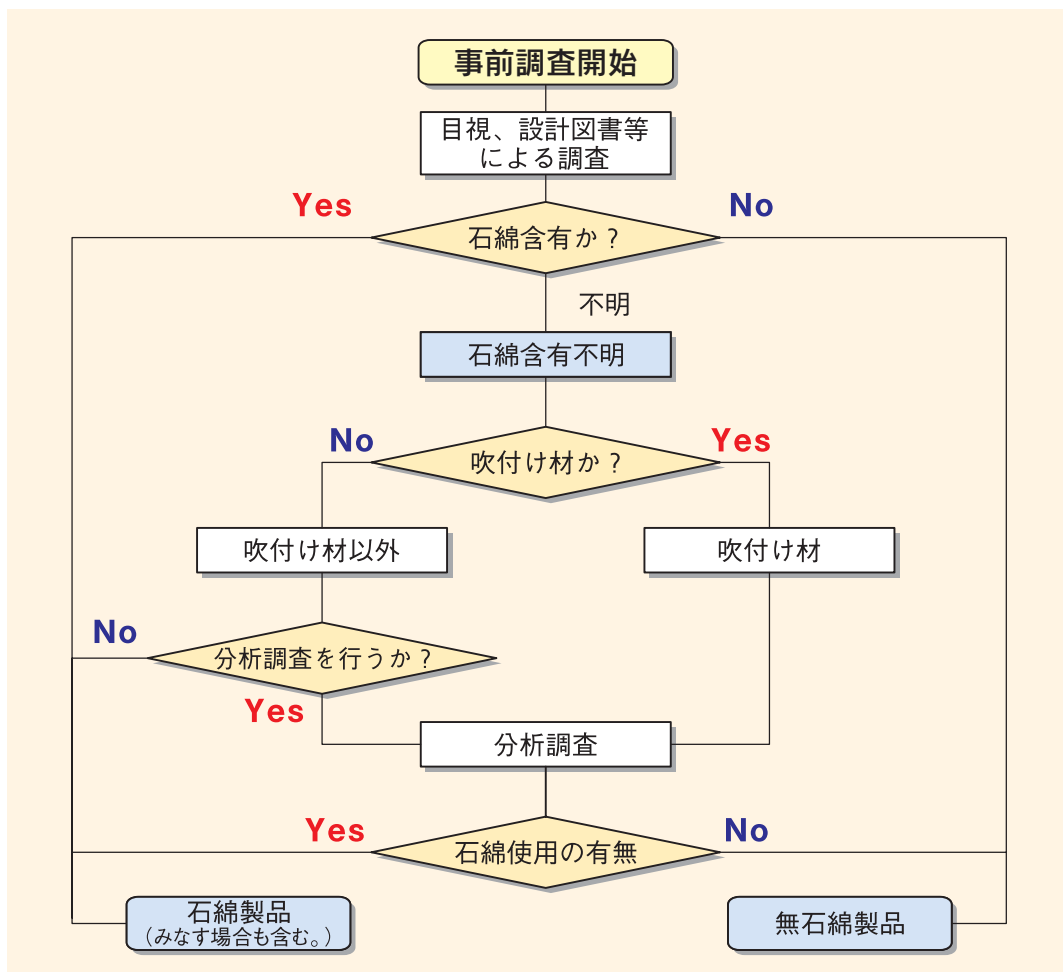
解体等の対象 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等		② 石綿等が張り付けられた建築物等 (粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)	③ ①、②以外の建築物等
	耐火建築物又は準耐火建築物	その他		
事前調査	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○
計画の届出	○			
作業の届出		○	○	
特別教育	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○
隔離	○	○		
作業者以外立入禁止			○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指すものである。

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

事前調査の考え方



石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

1 事前調査

建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録しておかなければなりません。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査についてはこの限りではありません。

2 作業計画

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ以下の事項を示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 作業の届出

石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業を行うときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届書等を提出しなければなりません。

4 吹き付けられた石綿等の除去に係る措置

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合には、吹き付けられた石綿等の除去作業を行う場所をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければなりません。

5 保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置

石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業に労働者を従事させるときは、原則として作業場所に作業従事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特定元事業者は、他の作業が保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等の措置を講じなければなりません。

6 石綿等の使用の状況の通知

建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

7 建築物の解体工事等の条件

建築物等の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物等の解体等の作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

8 吹付けの禁止

石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させてはなりません。

9 石綿等の切断等の作業に係る措置

以下のいずれの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿等を湿潤な状態のものとするとともに、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければなりません。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければなりません。

- ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- ② 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ④ 粉状の石綿等を混合する作業
- ⑤ ①～④の作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

10 立入禁止措置

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

11 石綿作業主任者の選任

特定石綿等を製造し、又は取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わなければならない。

- ① 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

12 特別の教育

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務に労働者を

就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- ① 石綿等の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用法
- ⑤ ①～④のほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

13 掃除の実施

作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならない。

14 洗浄設備

石綿等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。

15 容器等

石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿等の保管については、一定の場所を定めなければなりません。

石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

16 喫煙等の禁止

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

17 掲示

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ① 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場である旨
- ② 石綿等の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿等の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

18 作業の記録

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存しなければなりません。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

19 健康診断の実施

特定石綿等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期に、石綿に関する特殊健康診断を行わなければなりません。

健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

20 保護具等の管理

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

注)用語について

石綿等

- ① 全ての石綿
- ② ①を1%を超えて含有する製品

特定石綿等

- ① アモサイト及びクロシドライト以外の石綿
- ② ①を1%を超えて含有する製品（石綿含有の建材、摩擦材、接着剤は除く。）

なお、石綿等であって特定石綿等に該当しないものは製造等が禁止されていますが、禁止される前に製造又は輸入されたものは特定石綿等とみなされます。

【石綿含有製品の製造、使用等が平成16年10月1日より禁止されています。】

石綿をその重量の1%を超えて含有する①～⑩の製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されています。

(労働安全衛生法施行令第16条)

禁止されている石綿含有製品（令別表第8の2）

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|------------|
| ①石綿セメント円筒 | ②押出成形セメント板 | ③住宅屋根用化粧スレート | ④繊維強化セメント板 |
| ⑤窯業系サイディング | ⑥クラッチフェーシング | ⑦クラッチライニング | ⑧ブレーキパッド |
| ⑨ブレーキライニング | ⑩接着剤 | | |

石綿を含有する建材は、次の①～⑤のいずれかに該当します。

①石綿セメント円筒

石綿及びセメントを主原料として製造される円筒。主に、煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送湯管、排水管等にも用いられます。

②押出成形セメント板

セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料として高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたもの。主に建築物の非耐力外壁又は間仕切壁等に用いられます。

③住宅屋根用化粧スレート

セメント、ケイ酸質原料、混和材料等を主原料とし加圧成形されたもの。主に、住宅屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられます。

④繊維強化セメント板

セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維等を加え成形させたもの。主に、工場等の建築物の屋根や外壁に用いられます。

⑤窯業系サイディング

セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたもの。主に、建築物の外装に用いられます。

◆石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿
クリソタイル（白石綿）
- 角せん石系石綿
クロンドライト（青石綿）〔平成7年に製造等禁止〕
アモサイト（茶石綿）〔平成7年に製造等禁止〕
アンソフィライト トレモライト アクチノライト
現在、産業界で使用されている石綿のほとんどすべてはクリソタイルです。

クラッチ又はブレーキに用いられる石綿を含有する摩擦材は、⑥～⑨のいずれかに該当します。

⑥クラッチフェーシング

クラッチディスクの円盤面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品。主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられます。

⑦クラッチライニング

クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品。主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられます。

⑧ブレーキパッド

キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品。主に、ディスクローターをその両側から挟み込むことで制動力を発生させるものとして用いられます。

⑨ブレーキライニング

ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品。主に、外側に広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられます。

○石綿を含有しない①～⑩の製品が禁止されるものではありません。

◆石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

- ①石綿肺
- ②肺がん
- ③胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫
- ④良性石綿胸水
- ⑤びまん性胸膜肥厚

労働安全衛生法（抄）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（抄）

第十六条

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）

- | | | | |
|-------------|--------------|---------------|-------------|
| 一 石綿セメント円筒 | 二 押出成形セメント板 | 三 住宅屋根用化粧スレート | 四 繊維強化セメント板 |
| 五 窯業系サイディング | 六 クラッチフェーシング | 七 クラッチライニング | 八 ブレーキパッド |
| 九 ブレーキライニング | 十 接着剤 | | |

*平成16年10月1日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等はこの改正政令は適用されません。

*試験研究目的の場合に限り、都道府県労働局長の許可を受けることを条件に石綿セメント円筒等の製造、輸入又は使用ができますが、譲渡、提供はできません。

「平成17年度母性健康管理研修会」

1. 日 時：平成17年11月1日(火) 13:30～16:30
2. 会 場：ホテルメトロポリタン盛岡「新岩手」（盛岡市盛岡駅前通1-44）
3. 主 催：財団法人女性労働協会
4. 共 催：岩手県医師会、岩手産業保健推進センター
5. 対象者：産業医、医師、助産師、保健師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等
6. 定 員：100名
7. 申込先：財団法人女性労働協会 電話 03-3456-4410 FAX 03-3456-4420

産業医等産業保健スタッフ等への母性健康管理研修会カリキュラム（3時間）

時 間	研 修 内 容	講 師
1 13:30 ～ 14:30	1 管内の働く女性の現状 2 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 3 労働基準法における母性保護措置	岩手労働局雇用均等室長 星 野 健 一
2 14:30 ～ 15:30	1 母子保健の理念（母子保健法） 母子保健の目的と意義 2 妊娠中の症状等に対応する措置 措置と症状との関連	母性健康管理指導医 盛岡赤十字病院 院長 利 部 輝 雄
3 15:30 ～ 16:30	職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフの役割 妊産婦の健康への配慮 相談手法、配慮すべき設備 情報提供、教育研修 母性健康管理システム 職場との連携	JR 東日本 健康推進センター 呼吸器科 部長 内 山 寛 子

日本医師会認定産業医制度単位
基礎後期研修（3単位）／生涯更新研修（1単位）・生涯専門研修（2単位）

独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス12階
tel.019-621-5366 fax.019-621-5367
ホームページアドレス <http://www.sanpo03.jp/>
メールアドレス iwate@sanpo03.jp

ご利用いただける日時

休日を除く毎日午前9時～午後5時
休日／毎土・日曜日及び祝祭日・年末年始

